

議案第33号

曳舟文化センターの指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

令和2年9月9日

提出者 墨田区長 山 本 亨

曳舟文化センターの指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、曳舟文化センターの指定管理者を次のとおり指定する。

| 施設の名称    | 指 定 管 理 者  | 指定の期間                     |
|----------|--|---------------------------|
| 曳舟文化センター | 東京都千代田区神田小川町一丁目<br>2番地<br>株式会社ケイミックスパブリック<br>ビジネス<br>代表取締役 橋本 鉄司 | 令和4年1月1日から令<br>和8年3月31日まで |

(提案理由)

曳舟文化センターの指定管理者を指定する必要がある。